c　財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺及び⑺において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、期中レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑹　貸借対照表

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、半期報告書を提出する会社（法第24条の５第１項の表の第１号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書を提出する会社にあっては、中間連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑷において同じ。）が、１年を１事業年度とするものであって、最近事業年度の次の事業年度（以下⑻並びに⑷ｂ及びｃにおいて「次の事業年度」という。）における中間会計期間終了後提出期間を経過する日から次の事業年度に係る貸借対照表の記載が可能となる日までの間に届出書を提出するものである場合には、当該次の事業年度における中間会計期間に係る中間貸借対照表（財務諸表等規則第130条又は第211条に規定する比較情報を除く。以下⑻において同じ。）を併せて掲げること。なお、提出期間前において、中間貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該中間貸借対照表を併せて掲げること。

c　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則、四半期財務諸表等規則及び中間財務諸表等規則又は指定国際会計基準に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表（指定国際会計基準により財務諸表を作成した場合は、これに相当するもの。⑺及び⑺において同じ。）等を会社の実態に即して適正に記載すること。

d　財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書及び中間監査報告書は、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項、第24条第１項から第３項まで、第24条の４の７第１項若しくは第２項又は第24条の５第１項の規定により提出された届出書、有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該財務諸表、四半期財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書、四半期レビュー報告書又は中間監査報告書によるものとする。

e　株式交換又は株式移転による株式交換完全親会社等として最近２事業年度を経過していない場合には、当該株式交換又は株式移転による株式交換完全子会社等となった会社（当該株式交換完全親会社等の連結子会社であった会社を除く。）の最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合には最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第６条又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること。

ただし、株式交換完全子会社等となった会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

f　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「２　財務諸表等」の「⑶　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

⑹　［同左］

最近事業年度末現在における貸借対照表（⑹ａの規定により最近２事業年度財務諸表を記載する場合は、最近２事業年度末現在における貸借対照表）を掲げること。

ただし、四半期報告書を提出する会社（特定事業会社及び四半期連結財務諸表を作成していない会社に限る。⑷において同じ。）において、１年を１事業年度とする会社が次のａからｃまでに掲げる期間に届出書を提出する場合（四半期連結財務諸表を作成している特定事業会社がａ及びｃに掲げる期間に届出書を提出する場合を除く。）には、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表（四半期財務諸表等規則第４条の３に規定する比較情報を除き、特定事業会社がｂに掲げる期間に届出書を提出する場合には、中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）。以下⑻において同じ。）を併せて掲げること。なお、ａからｃまでに掲げる期間前において、それぞれａからｃまでに定める期間に係る四半期貸借対照表を掲げることができることとなった場合には、当該四半期貸借対照表を併せて掲げること。